

弥富市優良工事業者公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弥富市（以下「市」という。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、建設業者の技術及び施工意欲の向上を図り、公共工事の適正な施工及び品質の向上に資するため、優良工事業者の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(優良工事業者)

第2条 この要領において優良工事業者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者のうち、市内に本店、支店又は営業所等がある建設業者で、弥富市工事成績評定要領（平成27年）に規定する評定点が上位3位のものをいう。

(対象工事)

第3条 公表の対象となる工事の種類は、土木一式工事とする。

(公表の方法等)

第4条 公表は、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

2 公表する事項は、評定点、工事名、工事場所、路線名、契約金額及び工事請負業者名とする。

(公表期間)

第5条 公表の期間は、次の公表をするまでの期間とする。

(欠格事項)

第6条 市長は、優良工事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該優良工事業者の公表をしないこととし、既に公表している場合は、直ちに第4条第1項の掲載を削除するものとする。

- (1) 弥富市建設工事等指名停止取扱要領（平成20年）に基づく指名停止の措置を受けたとき。
- (2) その他優良工事業者とするにふさわしくない行為があったとき。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。